

## 美郷町テーマ型民間提案制度募集要項

### 1. 趣旨

美郷町では、地域が抱える課題等に対し、より適切に対応していくため市場原理の中で培ってきたノウハウや各種資源を有する民間事業者等の発意による提案を広く公募し、内容を審査して適性のある提案やアイデアと判断されたものに対し、具体的な協議を行い事業化や制度化又は事業化に向けた参考とする「民間提案による事業化制度」の導入を行います。

### 2. 提案の要件

美郷町が設けるテーマ別に提案するものを対象とし、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも住民にとってプラスとなるもので次の項目に該当するものとします。

- ア 地域課題の解決につながるもの
- イ まちの魅力向上につながるもの
- ウ 住民サービスの向上につながるもの
- エ 原則として美郷町に新たな財政負担や業務負担を生じさせないもの
- オ テーマに沿った提案内容であるもの

### 3. 参加資格要件

#### (1) 参加者の定義

提案者は、企業等の民間事業者、大学等の研究機関、NPO 法人等の市民活動団体など自ら提案事業を行う団体とし、個人からの提案は対象外とします。

#### (2) 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たす者とします。

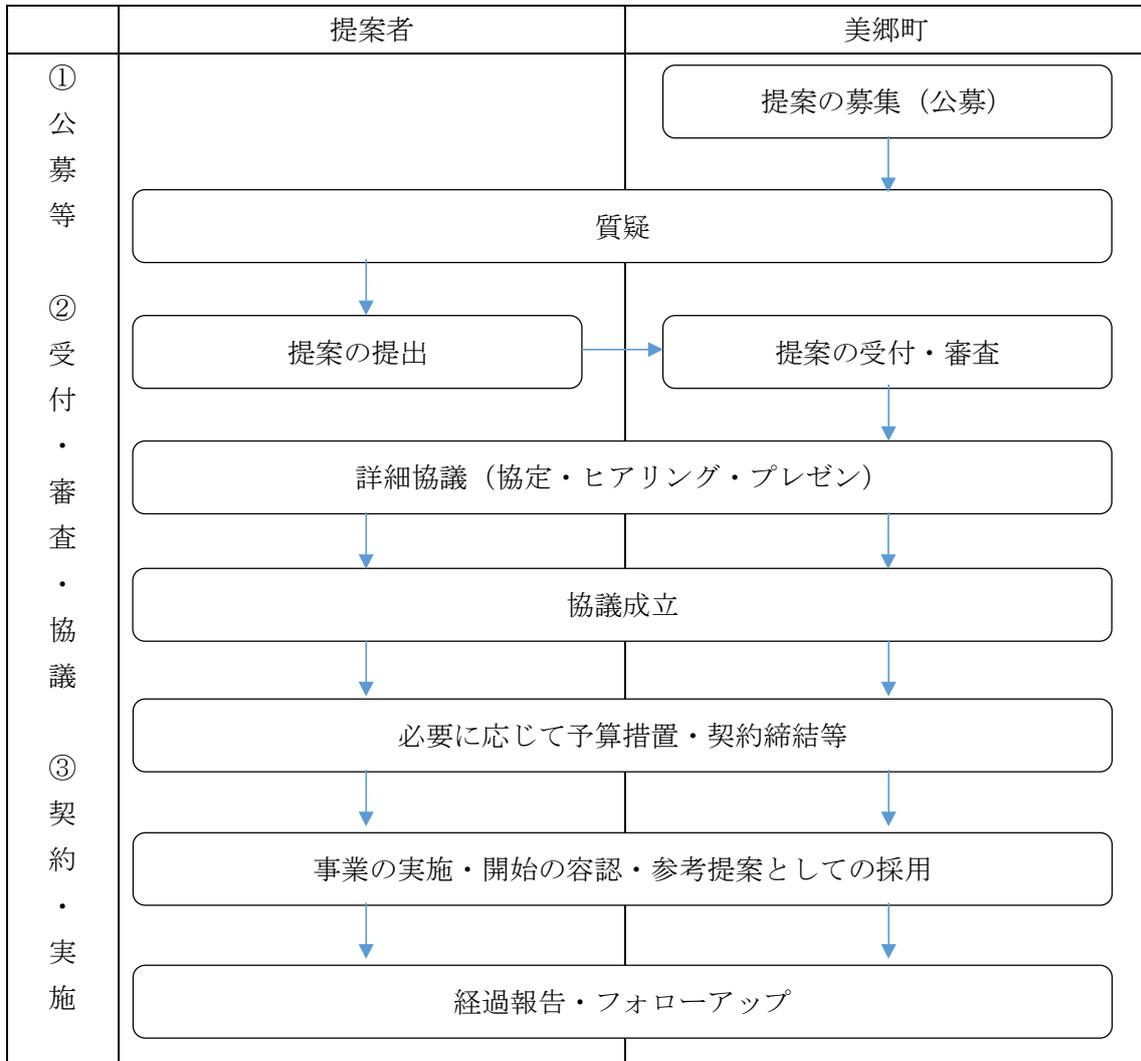
- ア 提案内容を確実に実施できる能力や資格、意欲を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は美郷町暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- カ 美郷町工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- キ 社会通念を逸脱する行為等により、美郷町の事業を実施することが不適切であると認められる者でないこと。
- ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。

#### 4、提案制度の流れ

##### (1) 公募スケジュール

①	提案の募集	提案の募集を開始します。
②	質疑	必要に応じて質疑応答を行います。
③	提案の受付	提案を受け付けます。
④	審査	提案内容を審査し、協議対象の選定を行います。
⑤	詳細協議	提案に関する詳細事項を協議します。必要に応じて協定の締結やヒアリング・プレゼンテーションを実施します。
⑥	予算措置	必要に応じて予算措置を進めます。
⑦	契約締結等	必要に応じて契約締結等を進めます。
⑧	事業実施	事業の実施又は事業開始の容認を行います。

##### (2) 手続きフロー



## 5. 提案の公募

提案の公募は美郷町公告により行い、逐次ホームページ等により公表を行う。

### (1) 公募期間

テーマ別に設定することとし、最低10日間から最長30日間の間で募集する。

### (2) 公募方法

美郷町公告及び町公式ホームページ、町公式SNSへの掲載により行う。

## 6. 質疑

公募期間において、逐次、質疑の機会を設ける。

### (1) 質疑方法

公募内容に関する質疑については（様式1号）により行うこととし、文書、メール等より事務局へ通知すること。

### (2) 付属事項

公募内容に関する質疑を受け付けた際に対話による協議が必要と判断した場合は事務局からの申し出により逐次、対話の機会を創設する。その際の時間、場所、対話内容については別途事務局より指定する。

## 7. 提案の受付

### (1) 受付期間

公募のテーマ別に事務局が定める期間。

### (2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送により提出すること（郵便にあつては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと）。

### (3) 提出先

担当：美郷町南郷地域課（テーマ別に定める場合はテーマ別所管課による）

住所：宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門287番地

電話：0982-59-1601

### (4) 提出書類

ア 提案提出書（様式2号）

イ 誓約書（様式3号）

ウ 提案者に関する基本的事項（様式4号）

エ 提案概要書（様式5号）

オ 補足資料（任意様式につき、提案を補足するために必要に応じて添付すること）

※美郷町指名競争入札資格者名簿に登録のない場合は、原則次の書類も提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 財務諸表（申請する日に属する事業年度の前事業年度分）

ウ 国税及び地方税納税証明書

(5) 提案書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しないものとします。
- イ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ウ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しないものとします。
- エ 提案書等が、美郷町情報公開条例（平成 18 年美郷町条例第 9 号）に基づく公開請求の対象となるなど、情報公開する場合は、事前に提案者への意見聴取を行います。
- オ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは、原則として認めません。また必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。
- カ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 6 号）を提出してください。

8. 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

- ア テーマ型民間提案審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。
- イ 審査委員は、本町職員で構成するものとし必要に応じて外部有識者からの意見聴取を行います。
- ウ 提案によってはヒアリング、プレゼンテーションを実施のうえ審査します。

(2) ヒアリング、プレゼンテーション審査

ア 実施方法

- ①実施における詳細はテーマ別に設定のうえ提案者に通知します。
- ②プレゼンテーションに必要な資料、資機材は提案者において準備します。
- ③審査は非公開とします。

(3) 審査基準

審査の視点	内 容
提案要件	下記のいずれかに該当したうえで妥当な提案内容か ・地域課題の解決につながるもの ・まちの魅力向上につながるもの ・住民サービスの向上につながるもの ・歳費の効率化につながるもの ・施設等の効用を最大限に発揮できるもの
独自性・独創性	・提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又はこれまでになかった独創性や付加価値があると認められるか
実現性・継続性	・事業計画や収支計画の具体性（実現見込）法的適合性はあるか
新たな財政負担	・新たな財政負担が生じる場合は、住民サービスの向上に繋がるか
地域活性化	・提案内容の実施により、賑わいの創出や交流人口の増加、消費拡大など、地域活性化に寄与する取組みとして認められるか

#### (4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、テーマ別に定める内容により必要に応じてホームページで公表します。

### 9. 詳細協議及び契約締結等

#### (1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議のほか、必要に応じて関係者との調整や外部有識者の意見聴取を行うものとします。
- イ 協議に当たっては、必要に応じて町と提案者との間で協定を締結するものとします。
- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から6カ月間とします。
- エ 協議の結果はテーマ別に定める内容により必要に応じてホームページで公表します。
- オ 協議が調わなかった場合は、提案内容は事業化されず、締結した協定がある場合は解除されます。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等については提案者の責めに帰属します。

#### (2) 契約締結等

- 採用となった提案で協議が調ったものは、提案内容に応じて次のとおり手続を進めます。
- ・必要に応じて予算措置し、美郷町財務規則（平成18年1月1日規則第47号）に基づき、町長等の使用許可をとります。

### 10. 事業の実施

契約締結等の後に、提案者は責任をもって事業を実施します。

#### 11. その他

- (1) 応募に関する費用及び詳細協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、  
事  
業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 失格事由  
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
  - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 町の要請する協議、ヒアリング、プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) テーマ型民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない場合や公共性を著しく欠くなどの理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案の事業化は実行されません。
- (5) この運用方針に定めのない事項については、提案者と町との協議のうえ、決定することとします。

1 2. 問い合わせ先

美郷町南郷地域課 担当（担当：黒木、松田）

住所：〒883-0306 東臼杵郡美郷町南郷神門297番地

TEL 0982-59-1601 FAX 0982-59-1119

Mail: n-chiiki@town.miyazaki-misato.lg.jp